

4 障がい者の年金

4-1 障害基礎年金（国民年金）

窓 □ 市民課 庶務・年金係年金担当

武蔵野年金事務所

☎ 0422-29-9190 Fax 0422-45-1298

☎ 0422-56-1411 Fax 0422-56-2449

障害基礎年金は、国民年金加入中の病気やけがによって、一定の障がいのある方が、下記条件を満たした場合に、申請し認定されると受けられます。20歳前に一定の障がいの状態に該当した方は、20歳から受けられます。国民年金の加入終了後、60歳以上65歳未満の間に初診日がある病気やけがによって障がい者になった場合も条件を満たせば受けられます。

対 象 年金の障がい等級表の1級又は2級に該当し（身体障害者手帳等の1級や2級とは異なります。）、次のいずれかに該当する方

- ① 初診日（障がいの原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日）の前日において、初診日の属する月の前々月までに、保険料を納め期間と免除されている期間が、加入期間の3分の2以上ある方
- ② 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がない方

（2026年3月31日以前に初診日がある場合の特例）

※初診日が20歳前の場合は、上記2つの条件は不要です。

年金額 ◆令和6年度◆ 1級 1,020,000円
2級 816,000円（それぞれ年額）



マイナンバーを
ご提示ください

制 限 無拠出の場合（20歳前にすでに一定の障がいの状態に該当した方）は、本人の所得に制限があります。

扶養家族の人数	所得金額
0人	4,721,000円（以下一部支給停止） ～3,704,000円（以下全額支給）
1人	5,101,000円（以下一部支給停止） ～4,084,000円（以下全額支給）
2人	5,481,000円（以下一部支給停止） ～4,464,000円（以下全額支給）
3人	5,861,000円（以下一部支給停止） ～4,844,000円（以下全額支給）
4人	6,241,000円（以下一部支給停止） ～5,224,000円（以下全額支給）

手 続 基礎年金番号が分かるもの、診断書（年金専用）、初診の証明書（障がいの原因となった病気で初めて受診した医療機関が発行するもの）などの書類が必要です。詳しくは、事前に窓口へご相談ください。

※第2号被保険者期間、または第3号被保険者（昭和61年4月以降の厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者）期間中に初診日がある方は、武蔵野年金事務所へご相談ください。

4-2 特別障害給付金

窓 □ 市民課 庶務・年金係年金担当

☎ 0422-29-9190 Fax 0422-45-1298

国民年金への加入が任意加入とされていた時期に加入しなかった学生やサラリーマンなどの配偶者で、その期間中に初診日があり、その後障がい者となった方は、一定の条件を満たした上で申請し認定されると、特別障害給付金を受給することができます。

対 象

- ① 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった被用者等
(厚生年金・ 共済組合等の加入者)の配偶者

上記いずれかの方であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級又は2級相当の障がいに該当する方。
※障害基礎年金の受給者は対象になりません。また、65歳の誕生日の前々日以前から当該障がい状態であった方に限られます。

給付額

◆令和6年度◆ 1級相当月額 55,350円
2級相当月額 44,280円



マイナンバーを
ご提示ください

手 続

基礎年金番号が分かるもの、診断書(年金専用)、初診の証明書(障がいの原因となった病気で初めて受診した医療機関が発行するもの)などの書類が必要です。詳しくは、事前に窓口へご相談ください。

4-3 東京都心身障害者扶養共済制度

窓 □ 障がい者支援課 障がい者医療・給付係

☎ 0422-29-9234 Fax 0422-47-9577

保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、障がい者に終身一定額の年金を支給する全国共通の制度です。東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算されます。

対 象 ◆保護者◆

障がい者を現に扶養している保護者（配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、次のすべての要件を満たしている方。

- ① 東京都内に住所があること
- ② 加入年度の初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること
- ③ 特別の疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

◆本人◆

次のいずれかの障がいがあり、将来独立自活することが困難であると認められる方（年齢は不問）。心身障がい者に年間462万1千円を超える所得がある場合は、下記の要件に該当していても加入できません。（所得とは、年間総収入額から給与所得控除や必要経費を差し引いた後の額です。）

- ① 知的障がい
- ② 身体障がい 身体障害者手帳を所持し、その等級が1級から3級の方
- ③ 精神又は身体に永続的な障がいのある方で、その程度が①又は②と同程度と認められる方（精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

掛 金 加入時の年齢により異なります（9,300円～23,300円/1口あたり）。減額制度もあります。

年金額 月額20,000円（1口加入の場合） ※2口まで加入できます。

このページは空白です

5 障がい者の医療

各医療費助成の手続きにはマイナンバーカードが必要となります。



マイナンバーを
ご提示ください

5-1 心身障害者医療費助成（マル障）



窓 □ 障がい者支援課 障がい者医療・給付係

☎ 0422-29-9234 Fax 0422-47-9577

医療保険で受診した医療費の自己負担額の全部または一部を助成します。

ただし、入院時食事療養・生活療養標準負担額は助成しません。（食事療養費については市民税非課税世帯などに対する軽減措置がありますが、加入している医療保険への申請が必要です）

対象 東京都内に住所を有する身体障害者手帳 1 級 2 級（及び内部障がい 3 級）、
愛の手帳 1 度 2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

負担額

（令和元年 8 月診療分から）

区分	住民税が課税されている方	住民税が非課税の方
外来のみの場合	医療費の 1 割、（月額上限 18,000 円、 年間上限 144,000 円）※ 1	一部負担はありません。
入院を含む場合	医療費の 1 割、（月額上限 57,600 円、 多数回 44,000 円/月）※ 2	一部負担はありません。

※ 1 計算期間（毎年 8 月 1 日から 7 月 31 日まで）において、月の外来療養に係るマル障自己負担額の合計が 144,000 円を超えた場合、超えた部分を高額医療費として助成します。ただし、加入している健康保険組合等から高額療養費として支給される額については除きます。

※ 2 過去 12 か月以内に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目から「多数回」該当となり、上限額が 44,400 円に下がります。

制限

次のいずれかに該当する場合は対象になりません。

- ① 所得制限基準額を超える方（下記参照）
- ② 健康保険未加入の方
- ③ 生活保護受給者
- ④ 公費により医療費が賄われる施設に入所されている方
- ⑤ 後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で住民税が課税されている方
- ⑥ 新規 65 歳以上の方。ただし、次のいずれかの場合は対象となります。

64 歳までに、上記の等級の手帳を取得した方で、

ア 東京都の区域内に住所を有することがなかった

イ 生活保護を受けていた

ウ 公費により医療費が賄われる施設に入所していたため、心身障害者医療費助成（マル障）の申請をできなかった

◆所得制限表

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

扶養家族の数	所得額	扶養家族の数	所得額
0 人	3,604,000 円	3 人	4,744,000 円
1 人	3,984,000 円	4 人	5,124,000 円
2 人	4,364,000 円	5 人	5,504,000 円

※ 20 歳以上は本人の所得、20 歳未満の場合は保険証の被保険者（世帯主）の所得によります。

※ 老人扶養親族・特定扶養親族がいる時は上記基準額に一定額が加算されます。

※ 医療費控除、社会保険料控除など該当する所得基準を差し引いた金額で審査します。

詳細は窓口までお問い合わせください。

5-2 難病医療費助成



窓 □ 障がい者支援課 障がい者医療・給付係

☎ 0422-29-9234 Fax 0422-47-9577

問い合わせ 東京都保健医療局 保健政策部 疾病対策課

☎ 03-5320-4004 Fax 03-5388-1437

医療保険で受診した医療費の一部を助成します。

費用は原則2割負担です（所得、疾病により助成内容が異なります。）。

対 象 都内に住所があり、「難病医療費助成および特定疾患手当の対象となる疾病」（35～38ページ）にかかっている方（認定基準あり）

5-3 自立支援医療



窓 □ 障がい者支援課 障がい者医療・給付係

☎ 0422-29-9234 Fax 0422-47-9577

（育成医療）子育て支援課 手当・医療係

☎ 0422-29-9675 Fax 0422-29-9619

自立支援医療の手続きにはそれぞれ所定の診断書等が必要です。

あらかじめ各窓口にお問い合わせください。

◆更生医療◆

身体障害者手帳に記載された障がいについて、治療によって障がいの軽減が見込まれるときに、医療費の一部を助成します。

対 象 身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、判定により更生医療の必要性が認められた方

◆精神通院医療◆

通院による精神医療を継続的に必要とする方が、病院・診療所・薬局において医療を受ける場合、その医療費の一部を助成します。低所得1・低所得2（自己負担額表を参照）の方は、申請により、残りの自己負担についても助成が受けられます。

対 象 精神疾患を理由に通院している方

◆育成医療◆

身体に障がいのある18歳未満の児童について、手術等の治療にかかる医療費の一部を助成します。

対 象 保護者が三鷹市在住の18歳未満の方（手術日が18歳の誕生日より前であること）で、身体に機能障がいがあり、手術等により確実な効果が期待される方

自立支援医療の自己負担額

自立支援医療の助成により、医療費（保険診療）の自己負担は原則 1 割となります。
ただし、被保険者本人等の所得に応じて、月ごとに負担上限額が設定されています。

区分	対象となる世帯 (同じ健康保険に加入している家族)	上限額 (月額)	備考
生活保護	生活保護世帯	0 円	-
低所得 1	市民税非課税世帯で本人（育成医療の場合は保護者）の収入が 80 万円以下	2,500 円	-
低所得 2	市民税非課税世帯で低所得 1 以外	5,000 円	-
中間所得層 1	市民税の所得割が 3 万 3 千円未満	5,000 円	高額治療継続者（重度かつ継続）に非該当の方は、負担上限月額はなく、自己負担は医療費の 1 割
中間所得層 2	市民税の所得割が 3 万 3 千円以上、23 万 5 千円未満	10,000 円	
一定所得以上	市民税課税世帯で市民税の所得割が 23 万 5 千円以上	20,000 円	高額治療継続者（重度かつ継続）に非該当の方は、この制度は受けられません。

※高額治療継続者（重度かつ継続）・・・病状が重度かつ継続治療が必要な方

5-4 B 型・C 型ウイルス肝炎治療医療費助成制度

窓 □ 障がい者支援課 障がい者医療・給付係

☎ 0422-29-9234 Fax 0422-47-9577

問い合わせ 東京都保健医療局 保健政策部 疾病対策課

☎ 03-5320-4004 Fax 03-5388-1437

B 型・C 型ウイルス肝炎のインターフェロン治療、B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療及び C 型肝炎のインターフェロンフリー治療にかかる保険診療の患者負担額から、階層区分に応じた月額患者一部負担額（食事療養・生活療養標準負担額を除く）を控除した金額を助成します。

対 象 都内に住所があり、東京都が指定する肝臓専門医療機関で、B 型・C 型ウイルス肝炎のインターフェロン治療、B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療及び C 型肝炎のインターフェロンフリー治療を要すると診断された方（認定基準あり）

※治療の要件により本制度による助成を一度受けた方は再度の申請ができない場合があります。

5-5 小児精神障害者入院医療費助成制度

窓 □ 障がい者支援課 障がい者医療・給付係

☎ 0422-29-8361 Fax 0422-47-9577

小児精神障がい者の入院医療費の助成制度です。入院医療費から各種保険を適用した後の自己負担額を助成します。ただし、食事療養費の標準負担額は自己負担となります。

対 象 精神障がいのため精神病室に入院治療を必要とする満 18 歳未満の児童。入院治療を継続して行う場合には、満 20 歳の誕生日の末日まで延長可能です。

5-6 特定疾病療養受療証（マル長）

窓 □ （国民健康保険にご加入の方） 保険課 国保給付係

☎ 0422-29-9215 Fax 0422-41-4531

（後期高齢者医療制度にご加入の方） 保険課 高齢者医療係

☎ 0422-29-9219 Fax 0422-41-4531

（その他健康保険組合等にご加入の方） 各健康保険組合等の窓口へ

対 象 国民健康保険や健康保険組合等に参加し、人工透析が必要な慢性腎不全、血友病や抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群にかかっている方

負担額 同一月、同一医療機関で上記疾病にかかる医療費自己負担額が 1 万円までになります。ただし、人工透析が必要な慢性腎不全の方で、70 歳未満の方は所得状況によって 2 万円までとなる場合があります。

手 続 医師の診断書など病状を確認できるものが必要です。
各窓口へ問い合わせください。

5-7 大気汚染医療費助成制度

窓 □ 三鷹市総合保健センター（元気創造プラザ 2 階）

☎ 0422-24-7145 Fax 0422-46-4827

問い合わせ 東京都保健医療局 健康安全部 環境保健衛生課 ☎ 03-5320-4491

大気汚染の影響を受けると推定される疾病（気管支ぜん息など）について、一定要件を満たす方を対象に、医療費の助成をします。

対 象 次の 5 項目全てを満たしていることが必要です。

- ① 18 歳未満の方（18 歳の誕生日が属する月の末日までの間にある方を含む）
※ 現在認定を受けて有効な医療券をお持ちの方で、生年月日が平成 9 年 4 月 1 日以前の方は更新申請のみ可能です。
- ② 気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫及びそれらの続発症の方
- ③ 東京都内に引き続き 1 年（3 歳未満の方は 6 カ月）以上お住まいの方（住民登録されている方）
- ④ 健康保険などに加入されている方
- ⑤ 申請日以降喫煙しない方

手 続 必要書類をご案内しますので、窓口へご相談ください。

5-8 小児慢性特定疾病の医療費助成

窓 □ 子育て支援課 手当・医療係

☎ 0422-29-9675 Fax 0422-29-9619

認定された疾患について、指定医療機関における医療費の一部を助成します。

対 象 都内在住（住民登録がされている）の満 18 歳未満の児童で、小児慢性疾患医療費助成事業の対象疾患の状態が認定基準に該当する方。ただし、18 歳未満で認定を受け、引き続き有効な医療券を交付されている方に限り、20 歳未満まで延長できます。

※小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されている方で、障害者自立支援法の施策の対象にならない方に、日常生活用具の給付を行います（所得に応じた自己負担あり）。

5-9 ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）

窓 □ 子育て支援課 手当・医療係

☎ 0422-29-9675 Fax 0422-29-9619

医療機関等で受診した際の保険適用医療費自己負担額の全部または一部を助成します。国民健康保険または各種健康保険に加入していること、所得制限限度額を超えていないことが助成条件です。

対 象 離婚や死別等でひとり親になった、配偶者に重度の障がいがある場合で 18 歳に到達後最初の 3 月 31 日までのお子さん（中程度以上の障がいのある児童は 20 歳未満まで）を扶養している方と、そのお子さん

手 続 必要書類をご案内しますので、窓口へご相談ください。

5-10 後期高齢者医療制度（障がい認定）

窓 □ 保険課 高齢者医療係

☎ 0422-29-9219 Fax 0422-41-4531

障がい認定を受けると、医療機関に支払う自己負担は 1 割か 2 割または 3 割となります。

対 象 満 65～74 歳で次のいずれかに該当する方

- ② 身体障害者手帳 1～3 級の方（一部の障がいは 4 級まで）
- ③ 東京都愛の手帳（療育手帳）1～2 度の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の方
- ⑤ 国民年金の年金証書（障害年金 1～2 級）の方
- ⑤ 国家公務員共済組合法等の法令による障害年金等に該当する方

手 続 申請により広域連合から認定を受けてください。
障がいの程度を証する手帳等をお持ちの上、窓口へご相談ください。

5-11 障がい者の医療相談・診療

●障がい者の歯科相談

窓 □ 三鷹市総合保健センター ☎ 0422-24-8266 Fax 0422-46-4827
三鷹市北野ハピネスセンター ☎ 0422-48-6331 Fax 0422-43-0304

病気や障がいのためにかかりつけ歯科医を探すことが困難な方を対象にした歯科相談です。

◆総合保健センター◆

歯科衛生士による相談を行っています。

◆北野ハピネスセンター◆

三鷹市歯科医師会の協力により、心身障がい者の歯科健診や相談を行っています。
（予約制）

●障がい者の歯科診療

窓 □ 三鷹市歯科医師会 【HP】 <http://www.mitaka-da.jp/>
東京都立心身障害者口腔保健センター
☎ 03-3267-6480 Fax 03-3269-1213

◆市内歯科医療機関◆

三鷹市歯科医師会の協力医療機関で診療及び相談を行っています。（予約制）

◆東京都立心身障害者口腔保健センター◆

様々な理由で治療を受けることが難しい心身障がい者（児）に歯科診療を行っています。

●在宅重症心身障害児（者）訪問事業

窓 □ 多摩府中保健所 ☎ 042-362-2334 Fax 042-360-2144

保健師（看護師）が訪問し、重症の心身障がい児（者）の看護について相談・助言等を行います。

6 日常生活の支援

6-1 福祉用具の支給など

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

●補装具費の支給

サービスの内容、手続等については、13 ページをご覧ください。

●日常生活用具の給付

サービスの内容、手続等については、13～17 ページをご覧ください。

●中等度難聴児発達支援事業

中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器等の購入費用の一部を助成します。

内 容 助成基準額（144,900 円）と補聴器の購入費との少ない方の額の 9 割
（生活保護受給世帯、市民税が非課税の世帯は 10 割を助成）

対 象 次のいずれにも該当する方

- ① 三鷹市内に住所を有する 18 歳未満の児童
- ② 身体障害者手帳（聴覚障がい）交付の対象となる聴力でないこと
- ③ 両耳の聴力レベルが概ね 30 デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方

制 限 次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ① 他制度で助成を受けることができる場合
- ② すでに購入にされたものについて

●補聴器購入費助成事業

聴力に課題のあるかたが、家庭や地域、社会との関わりの中でいきいきと活動できるよう、補聴器の購入に要する費用を一部助成します。

内 容 補聴器本体購入費用の 2 分の 1 の額（上限額 4 万円）

対 象 次の項目にすべて当てはまるかたが対象です。

- ① 満 18 歳以上 64 歳以下の三鷹市民で、本人の合計所得金額が 210 万円未満のかた
- ② 聴覚障がいによる補聴器（補装具購入費）の支給対象とならないかた
- ③ 補聴器相談医が補聴器を必要と認めるかた（純音聴力検査や語音聴力検査の結果）

※なお、65 歳以上の方は、高齢者支援課 高齢者支援係(0422-29-9271)にお問い合わせください。

●車いすの貸出

窓 □ 三鷹市社会福祉協議会 在宅サービス係

☎ 0422-79-3509

原則 1 ヶ月まで、無料で車いすをお貸しします（更新 2 回まで可能）。

6-2 介護人等の派遣

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

●ホームヘルパーの利用（居宅介護）●重度訪問介護

サービスの内容、手続等については、1～7ページをご覧ください。

●重度脳性麻痺者の外出介護

20歳以上の重度の脳性麻痺による障がいの方で、単独で屋外活動を行うことが困難な方には介護人を派遣します。介護人は障がい者自らの推薦により登録された家族の方です（他のサービスとの併用制限があります）。

対 象 市内に居住する20歳以上の重度の脳性麻痺者で、身体障害者手帳1級であり、単独で野外活動をすることが困難な方

●福祉訪問員の利用

心身障がい者（児）を介護する家庭の負担を軽減するため、福祉訪問員を登録して、介護の手伝いをします。

対 象 市内に居住する障がい者で次のいずれかに該当し、他に介護者が得られない方

- ① 身体障害者手帳1級～2級もしくはこれに相当する方
- ② 愛の手帳1度～3度またはこれに相当する精神発達の遅滞のある方

●重症心身障がい児（者）等家族支援事業

医療的ケアが必要な重度の心身障がい児（者）等へ、市と委託契約を締結した訪問看護ステーション等の看護師を派遣し、一定時間、家族等に代わり医療的ケア等を行うことで、家族等の一時休息（レスパイト）やリフレッシュ、就労支援を図ります。

（サービス提供回数及び対象となる医療的ケアなど利用制限があります）。

対 象 次の①と②いずれにも該当し、かつ③④のいずれかに該当する方。

- ① 市内に居住し、家族等による介護を受け在宅で生活している65歳未満の
- ② 主治医の指示により、現在、訪問看護サービスを利用している方
- ③ 医療的なケアを必要とし、18歳に達するまでに、愛の手帳1度または2度程度の知的障がいがあり、かつ、身体障害者手帳1級または2級程度の身体障がい（自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る。）の状態にある方
- ④ 日常生活を営むために、医療的なケアを必要とする18歳未満の障がい児

費 用 利用者の世帯収入に応じて1回2時間あたり0～1,500円の負担が発生します。

●巡回入浴サービス

年53回巡回入浴サービス車を派遣し、ポータブル浴槽を使って、看護師等が入浴サービスを行います。

対 象 身体障害者手帳1,2級を有する方で、障がいにより家庭の浴槽での入浴が困難な方（介護保険での巡回入浴サービスを受けることができる方を除く）

費 用 1回 600円（生活保護世帯の方は無料）

●訪問理美容サービス事業（障がい者）

窓 □ 障がい者支援課 障がい者医療・給付係

☎ 0422-29-9234

自ら理美容店へ行くことが困難な重度心身障害者の方に対し、市内の理美容組合加盟店がご自宅へ出張し、調髪サービス（カットのみ、顔剃り等不可）を行うものです。

1年度につき、4回利用できます。

対 象 東京都重度心身障害者手当を受給し、次のいずれにも該当する方

- ① 6歳以上(学齢児)の方
- ② 身体障害者手帳の障がいの程度が下肢1・2級または体幹1・2級の方
- ③ 常時寝たきりで自ら理美容店へ行くことができない方

費 用 1回の利用につき600円

制 限 施設入所中の方や入院中の方は利用できません。

●三鷹市社会福祉事業団による有償サービス

窓 □ 三鷹市社会福祉事業団 在宅福祉サービス

☎ 0422-43-8804 Fax 0422-44-9772

相互扶助の精神に基づく会員制の在宅サービス事業です。利用できるのは、在宅高齢者や障がい者などで、日常生活に手助けを必要とされる方です。詳しい要件は直接お問い合わせください。利用の際は利用会員としての登録（会費月額300円）が必要です。なお、生活支援サービスや短時間サービスを提供する協力会員は、この事業に賛同して登録している市民の方です。

区 分	利用料金	内 容
食事サービス	一食 648円	安否確認を兼ねた食事の宅配（昼食、夕食）毎日（年中無休） ※定期的・短期的・1食単位でも届けます。 ※食形態の変更、アレルギー対応はできません。
生活支援サービス ※会員との調整がつかず、サービス提供ができない場合あり	一時間 1,000円	協力会員（※市民ボランティア）による ① 介護を伴わない日常的、一般的な範囲のサービス（家事、買物、通院付添等） ② 自分らしい生活をするためのお手伝い（外出付添、衣類の整理等） ※専門的な技術や資格がなくてもできる範囲のサービスです。
緊急通報サービス	月額 4,505円	24時間体制で急病、火災等の緊急事態への対応 ※救急車を要請するためのサービスです。助け起こしはできません。
短時間サービス ※会員との調整がつかず、サービス提供ができない場合あり	15分 300円	協力会員による、短時間（15分から30分くらい）でできる、身の回りのちょっとしたことのお手伝い。 ※ゴミ出し、洗濯物の取り込み、電球交換、草木の水やりなど

6-3 一時保護

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

●一時保護事業（ピアえきまえ）

主な介護者の急病、冠婚葬祭、学校行事などの場合、利用できます。利用するには、事前登録が必要です。

対 象 身体障害者手帳1,2級、愛の手帳1～4度の方

所在地 ピアえきまえ 三鷹市下連雀3-8-13-201 ☎0422-43-0048

●ショートステイ

サービスの内容、手続等については、1～7ページをご覧ください。

●障害者支援施設なごみ・みずきの利用

ショートステイのうち、三鷹市を通して利用予約を行うことができる施設は、「みずき（肢体）」「なごみ（知的）」の2箇所があります。サービスの内容、手続等については、1～7ページをご覧ください。

●在宅難病患者一時入院事業

窓 □ 多摩府中保健所

☎ 042-362-2334 Fax 042-360-2144

難病患者の介護者の方が、自身の病気などにより一時的に介護ができなくなった場合、患者が短期間入院できるように都内の病院にベッドを確保しています。

対 象 都の難病医療費助成対象疾病にかかっている方

●精神障害者一時入所事業

窓 □ 東京都福祉局 地域支援科

☎ 03-3302-7742

地域で生活している精神障がい者の方が、一時的に自宅で生活できない場合に、宿泊の場（個室）を14日間まで提供します。

対 象 次の条件をすべて満たす方

- ①東京都民であること
- ②本人が利用を希望していること
- ③医療機関に通院しており、利用について主治医の了解があること
- ④病状が安定していること

手 続 窓口へ直接電話。

受付時間は月曜日から金曜日（祝日は除く）午前10時から午後4時まで

6-4 日中の活動

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

●生活介護

サービスの内容、手続等については、1～7ページをご覧ください。

●日中一時支援事業

サービスの内容、手続等については、8～9ページをご覧ください。

6-5 ごみ出し支援

窓 □ ごみ対策課

☎ 0422-29-9613 Fax 0422-47-5196

●ふれあいサポート事業（ごみ出し支援と安否確認）

ごみ収集日に合わせ、ごみを排出場所まで搬出します。さらに、希望者に対して訪問や声かけにより安否確認を実施します（粗大ごみ・多量ごみは除く）。

対 象 身体障害者手帳 1、2級の方のみで構成される世帯及びそれに準ずると市長が認める世帯

●ごみ処理手数料の減免（指定収集袋の無料配布）



以下の条件に該当する世帯の方は、申請により年間 100 枚（10 月～翌年 9 月）の指定収集袋をお渡しします（申請した月により、お渡しする枚数が変わります）。

対 象 身体障害者手帳（1,2級）、愛の手帳（1,2度）、精神障害者保健福祉手帳（1,2級）を所持する方が属する世帯で、市民税非課税世帯

手 続 所定の申請書等をごみ対策課に提出してください。

●一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ・多量ごみ）の免除

窓 □ 粗大ごみ受付センター
ごみ対策課

☎ 03-5715-1212
☎ 0422-29-9613 Fax 0422-47-5196

市で収集している粗大ごみ・多量ごみは有料ですが、次の対象に該当する方は、減免申請により手数料が免除になります。

対 象 身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

手 続 粗大ごみ・多量ごみの申込みの際、所持している手帳の種類と、番号または生年月日を電話で粗大ごみ受付センターに伝えるか、インターネットでお申し込みください。または、手帳を持参のうえ、ごみ対策課の窓口で直接お申し込みください。

このページは空白です

7 リハビリ・講習会

7-1 障がい者の方向けの講習会

●視覚障がい

◆国立障害者リハビリテーションセンターの事業

窓 □ 国立障害者リハビリテーションセンター

☎ 04-2995-3100 Fax 04-2995-3102

通所または入所による、歩行・点字・パソコン・日常生活訓練など、自立訓練（機能訓練）を行います（総合支援法に関する手続きは1～7ページをご覧ください）。

◆東京視覚障害者生活支援センターの事業

窓 □ 東京都視覚障害者生活支援センター

☎ 03-3353-1277 Fax 03-3353-1279

通所により、歩行・点字・パソコン・ロービジョン訓練・日常生活訓練（自立訓練（機能訓練））や、事務的職業やヘルプスカーパー等の一般就労に向けた、パソコン等を利用した訓練（就労移行支援）を行います。（総合支援法に関する手続きは1～7ページをご覧ください）。

◆点字講習会

窓 □ 東京ヘレン・ケラー協会点字図書館

☎ 03-3200-0987 Fax 03-3200-0982

Eメール toshokan@thka.jp

見え方に不安がある、全盲の方、点字に興味がある方を対象に、触読の練習・書く練習を個別に支援しています。

◆視覚障害者社会教養講座

窓 □ 東京都教育庁地域教育支援部 生涯学習課

☎ 03-5320-6859 Fax 03-5388-1734

Eメール ml-sy-kyoyokoza@section.metro.tokyo.jp

都内在住、在勤、在学の聴覚障がい者の方を対象に、教養を深め、日常生活を豊かにする機会として、月1回実施しています。

◆盲ろう者支援センター事業

窓 □ 東京都盲ろう者支援センター

☎ 03-6288-1282 Fax 03-6288-1283

Eメール tokyo-db@tokyo-db.or.jp

盲ろう者へのコミュニケーション訓練・生活訓練・パソコン等電子機器活用訓練等の訓練、社会参加促進事業および相談事業を行っています

●音声・言語障がい

◆発声機能障害者発声訓練

窓 □ 公社）銀鈴会

☎ 03-3436-1820 Fax 03-3436-3497

Eメール office@ginreikai.net

病気等で喉頭を摘出し、音声機能を失った方を対象に、食道発声訓練、人工喉頭又は電気発声器による発声訓練等を行っています。

●聴覚障がい

◆読話講習会

窓 □ 東京手話通訳等派遣センター

☎ 03-3352-3335 Fax 03-3354-6868

都内在住の、手帳をお持ちの18歳以上の中途失聴者・難聴者の方を対象に、口唇の読取り、基本口形の学習、会話の練習等を行います。

◆中途失聴者・難聴者手話講習会

窓 □ 東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課

☎ 03-5320-4147 Fax 03-5388-1413

都内在住、在勤の中途失聴者および難聴者の方を対象に、簡単な意思交流が可能な程度の手話技術の講習を行います。

◆聞こえにくい方とご家族・支援者のための講座

窓 □ 特定非営利活動法人 東京都中途失聴・難聴者協会

☎ 03-5919-2421 Fax 03-5919-2563

Eメール info@tonancyo.org

耳の病気や聞こえのしくみ、中途失聴・難聴者とのコミュニケーション方法など、「聞こえ」について学ぶ講座です。聞こえに困っている方、ご家族、支援者、関心のある方など、どなたでも参加できます。

●肢体不自由

◆IT技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習事業）

窓 □ 社会福祉法人東京コロニー 能力開発室

☎ 03-6914-0859 Fax 03-6914-0869

インターネットを利用して、コンピュータのプログラミング技術やアプリケーションソフトの操作技術を習得することにより、在宅での就労を目指します。

◆国立障害者リハビリテーションセンターの事業

窓 □ 国立障害者リハビリテーションセンター

☎ 04-2995-3100 Fax 04-2992-4525

主に脊髄損傷による、重度の肢体不自由の方を対象に、病院での医学的支援、自立支援局での各種訓練を行います。

●内部障がい

◆オストメイト社会適応相談

窓 □ 日本オストミー協会東京支部

☎ 03-5272-3550 Fax 03-5272-3550

人工肛門又は人工ぼうこうを永久的に造設した方を対象に、ストマの衛生管理、ストマ用装具の装着訓練等を講習会形式で行っています。

●精神障がい

◆精神障害者社会適応訓練事業

窓 □ 多摩府中保健所

☎ 042-362-2334 Fax 042-360-2144

就労が困難な通院中の精神障がい者の方を対象に、東京都が一般の事業所に訓練を委託して行います。業種は、飲食業や小売業から農業まで、様々な分野に及んでいます。

●高次脳機能障がい

◆就労準備支援プログラム（東京都心身障害者福祉センター）

窓 □ 障がい者支援課 基幹相談支援センター

☎ 0422-29-8267 Fax 0422-47-9577

就労を希望する高次脳機能障がい者を対象として、職業評価・高次脳機能評価・作業課題（模擬的な職務課題）によるトレーニング・グループワーク・就労準備講習会等を組み合わせたプログラムを提供します。

対 象

- ① 障害者手帳の有無を問わず、高次脳機能障がいのある方
- ② プログラムの内容を十分に理解し、利用の意思を持つ方
- ③ 対象年齢は 64 歳までの方
- ④ 交通機関を利用して単独で、安全に通所できる方（知的な面、身体面とも）

◆社会生活評価プログラム（東京都心身障害者福祉センター）

窓 □ 障がい者支援課 基幹相談支援センター

☎ 0422-29-8267 Fax 0422-47-9577

自立した社会生活や就労（福祉的就労を含む）等といった社会参加を目指している方に対して、作業能力面、生活管理面、対人技能面などの評価を行い、課題の整理を行うためのプログラムです。

対 象

- ① 高次脳機能障がいの診断がある満 15 歳から 65 歳未満の方（障害者手帳の有無は問いません）
- ② 地域で生活しており（ADL は自立）、生活管理や職業準備性などに課題がある方で、通所等により地域の支援機関から支援を受けている方
- ③ 週 2 日の自力通所が可能な方

◆高次脳機能障害通所リハビリテーションプログラム

窓 □ 東京都立中部総合精神保健福祉センター

☎ 03-3302-7711 Fax 03-3302-7839

身体的リハビリテーションを終了し、公共交通機関を利用して通所可能な方で、社会復帰を目指している方に適しています。グループプログラムを実施しています。

◆国立障害者リハビリテーションセンターの事業

窓 □ 国立障害者リハビリテーションセンター

☎ 04-2995-3100 Fax 04-2995-3102

高次脳機能に障がいがある方を対象に、利用者の状況に合わせ、日常生活訓練、グループ訓練、機能障がいに対する代償手段の獲得など、自立した生活を送るために必要な訓練を実施します。

7-2 支援者向けの講習会

●三鷹市手話講習会

☐ 障がい者支援課 障がい者支援係

☎ 0422-29-9232 Fax 0422-47-9577

聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する手話通訳者を育成します。

☐ 対象 在学・在勤を含む高校生以上の市民の方

- ① 初級＝初めて手話を学び、会話程度の技術を身に付けたい方
- ② 中級＝初級修了者または同程度の手話技術があり、専門語の手話を覚え、聴覚障がい者の生活を学びたい方
- ③ 上級＝中級修了者または同程度の手話技術がある方
- ④ 通訳＝上級修了者または同程度の手話技術があり選考試験に合格者した方

(③、④は三鷹市登録手話通訳者をを目指す方)

☐ 費用 3,000 円（別途教材代がかかります）

●東京手話通訳等派遣センターの講習会

☐ 東京手話通訳等派遣センター

☎ 03-3352-3335 Fax 03-3354-6868

◆手話通訳者等養成講習会

地域の聴覚障がい者との触れ合いの中で、手話を習得した方が手話通訳者および手話指導者として必要とされる専門知識を得る機会を提供しています。

- ☐ 対象
- ① 東京都内在住、在勤、在学の方
 - ② 当該年度の4月1日現在、18歳以上の方
 - ③ 修了後、都内で手話通訳活動またはボランティアの育成活動に従事できる方

◆要約筆記者の養成

聴覚障がい者、特に手話習得の困難な中途失聴者や難聴者の方のコミュニケーションを支援する要約筆記者を養成し、聴覚障がい者の福祉の向上を図ることを目的としています。

- ☐ 対象
- ① 東京都内在住、在勤、在学で、東京都の要約筆記講習会受講経験のない方
 - ② 当該年度の4月1日現在、18歳以上の方
 - ③ 修了後、登録試験に合格し、都内で要約筆記の活動ができる方

●点訳・朗読奉仕員指導者養成講習会

窓 □ 社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 点字図書館
東京都点訳・朗読奉仕員指導者養成講習会係

☎ 03-3200-6160 Fax 03-3200-7755

点訳・朗読（音訳）ボランティアの指導者としてご活躍いただくため、点訳や朗読（音訳）に関する指導方法、地域でのボランティア活動の方法等を学んでいただくための講習会です。

対 象 点訳や朗読（音訳）に関する知識と経験があり、講習会修了後に都内で点訳や朗読（音訳）の指導活動等ができる方

●知的障がい者ガイドヘルパー養成研修

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

知的障がいについての基本的な知識やガイドヘルパーの役割・内容などを学びます。研修修了と認定された場合、東京都指定の研修修了証明書が交付されます。

対 象 在勤・在学を含む市民で修了後にガイドヘルパーとして従事する意思があり、全日程受講できる方

費 用 2,500 円（別途教材代 1,000 円程度が掛かります）

●ホームヘルパーのための精神障がい講座

窓 □ 三鷹市社会福祉協議会 在宅サービス係

☎ 0422-79-3509

問い合わせ 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

ホームヘルパーとして働いている方へ精神障がいについての講習を行い、支援に役立てていただきます。

対 象 三鷹市内事業所または三鷹市民へサービスを提供している近隣市区町村事業所に所属しているホームヘルパーの方

このページは空白です